

議員提出議案第 5 号

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 7 月 2 6 日

提出者 立川市議会議員 須 崎 八 朗
高 口 靖 彦
大石ふみお
永元須摩子

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

立川市議会委員会条例（昭和 31 年立川市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 ……略…… 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) ……略…… (2) 厚生産業委員会 7 人 産業文化スポーツ部のうち前号に<u>掲げる</u>課以外の分課、子ども家庭部、福祉保健部及び農業委員会に関する事項 (3) 及び (4) ……略…… （議会運営委員会の設置及び委員定数） 第 3 条の 2 ……略…… 2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>9 人以内</u>とする。 3 ……略…… （委員の選任） 第 5 条 ……略…… 2 議長は、委員の選任事由が生じた<u>ときは</u>、速やかに選任する。 3 ～ 6 ……略…… （委員長の職務代行） 第 9 条 委員長に事故があるとき <u>又は</u>委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。 2 ……略…… （出席説明の要求） 第 1 8 条 委員会は、審査又は調査のため市長、教育委員会の教育長、	（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 ……略…… 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) ……略…… (2) 厚生産業委員会 7 人 産業文化スポーツ部のうち前号に<u>規定する</u>課以外の分課、子ども家庭部、福祉保健部及び農業委員会に関する事項 (3) 及び (4) ……略…… （議会運営委員会の設置及び委員定数） 第 3 条の 2 ……略…… 2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6 人</u>とする。 3 ……略…… （委員の選任） 第 5 条 ……略…… 2 議長は、委員の選任事由が生じた<u>とき</u>、速やかに選任する。 3 ～ 6 ……略…… （委員長の職務代行） 第 9 条 委員長に事故があるとき、<u>又は</u>委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。 2 ……略…… （出席説明の要求） 第 1 8 条 委員会は、審査又は調査のため市長、教育委員会の教育長、

選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは議長を経てしなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。